

平戸市農業委員会第5回総会議事録

1. 開催日時 平成28年8月25日(木) 午前9時30分から午前10時30分

2. 開催場所 平戸市役所3階大会議室

3. 出席委員(29人)

会長 33番 丸田 保

会長職務代理者 2番 須藤 豊博

委員

3番 橋村弥壽夫	4番 七種 一郎	5番 松尾 正幸	6番 山村 茂巳
7番 筒井 幸吉	8番 本山 勝茂	9番 古里 時夫	10番 岡村 勝彦
11番 松山 矢市	12番 川尻 修治	13番 末永 武好	14番 山下 忠平
16番 瀧山 博	17番 濱崎 保久	18番 末吉 清彦	19番 林 憲治
20番 藤沢 和正	21番 阿部 榮	22番 石田 勝巳	24番 川村 政幸
25番 横尾 秀雄	26番 大浦 正巳	27番 松本 一郎	28番 福田 延之
29番 藤永 和之	30番 西川 靖子	31番 山本 順子	

4. 欠席委員(4人)

1番 吉福 弘実 15番 塚本 順男 23番 濱本 寿光 32番 宮田 克幸

5. 議事日程

第1 開会宣言

第2 会長挨拶

第3 議事録署名委員及び書記の指名

第4 会務報告

第5 議 事

報告 第 12号 農地改良届出について

報告 第 13号 農業経営基盤強化促進法にかかる合意解約について

報告 第 14号 農地法第4条の規定による届出について

報告 第 15号 農地法第5条の規定による届出について

議案 第 23号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案 第 24号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案 第 25号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案 第 26号 非農地証明願について

議案 第 27号 第5回農用地利用集積計画(案)について

第6 閉 会

6. 事務局

事務局長 吉村 藤夫 参事兼班長 福海 富美子 係長 前川 優博
主査 浦上 裕希 主査 近藤 裕司

7. 傍聴人の数 なし

8. 公開・非公開の別 公開

9. 会議の概要

○事務局長

ただ今から平成28年度第5回総会を開会いたします。はじめに会長がご挨拶を申し上げます。

○会 長

おはようございます。本日は、平成28年度第5回8月期総会のご案内を申し上げたところ、皆様方には大変お忙しい中、ご出席いただきまして誠に有難うございます。皆さんも、お盆を前後とする異常な暑さに、体力的にもご苦労されているのではないかと、私も同様に過ごさせていただいているところであります。どうか健康には十分ご配慮いただきまして、ご活躍をご祈念申し上げたいと思います。

いよいよ、農繁期の大変忙しい時期になってまいります。また、和牛共進会等も大体日程が決まったようでございます。それに向けて、いろいろとご協力いただくわけですが、何分に季節の大きな変わり目でございます。体調管理には十分気をつけていただきたいと思いますところでございます。

先ほど、局長からご案内がありましたとおり、総会終了後、昼食を取っていただきまして、佐世保に移動していただき、地区別農業委員研修ということで毎年行われているところでございますが、ひとつご協力をいただきたいと思いますと考えております。

また、帰りには、前回の総会でもご案内しましたとおり、田平町において〇〇委員さんの祝賀会、その他諸々の、利用状況調査の中上げを含めて、お盆過ぎでございますので、ちょうど中間点という形を取らせていただいて、懇親会を予定いたしております。どうか今日一日お付き合いをいただきますようお願いを申し上げたいと思います。

今日は報告事項4件と、議案5件のご審議いただくわけですが、最後まで慎重に審議いただきますようお願い申し上げまして、開会のご挨拶といたします。

○事務局長

ありがとうございました。本日は、1番委員、15番委員、23番委員、32番委員よ

り欠席の届出があつております。また、2番委員より遅刻の届出があつておりますのでご報告いたします。よつて、出席委員は委員定数33名中28名で定足数以上でありますので、総会は成立してあります。

それでは、平戸市農業委員会総会会議規則により、議長は会長が務めることとなつておりますので、以降の議事の進行は、会長をお願いいたします。

○議長

それでは、早速、議事に入ります。まず、日程第3の議事録署名委員および会議書記の指名を行います。平戸市農業委員会総会会議規則第24条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長

それでは、議事録署名委員及び書記の指名をいたします。議事録署名委員に、2番委員と5番委員をお願いします。書記には、事務局職員の参事を指名いたします。以上で日程第3を終わります。

○議長

これより、平成28年8月期の会務報告と平成28年9月期の行事予定を、事務局長が行います。

○事務局長

それでは、平成28年8月期の会務報告と平成28年9月期の行事予定をご報告させていただきます。

議案書の1ページをお開き下さい。

(8月会務報告、9月行事予定を報告)

○議長

会務報告が終了しましたので、ここで、次回、平成28年度9月期の総会日程をあらかじめ決めたいと思います。次回総会を平成28年9月27日火曜日午前9時30分からとし、場所は平戸市役所会議室において行いたいと思いますが、よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

○議 長

異議がないようですので、次回総会を平成28年9月27日火曜日午前9時30分からとし、場所は平戸市役所会議室において行うことといたします。

《 報告第12号 農地改良届出について 》

○議 長

それでは、議事に入ります。報告第12号「農地改良届出について」を議題といたします。事務局より提案説明を求めます。

○事務局

議案書2ページをご覧ください。報告第12号「農地改良届出について」を説明いたします。
(報告第12号1番を朗読、パワーポイントを併用して説明：1件)

○議 長

ただ今、事務局より、報告第12号「農地改良届出について」の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言がある方は、挙手を願います。

(質疑なし)

○議 長

質疑がないようですので、質疑を終結します。報告第12号「農地改良届出について」は、届出のとおり処理済といたします。

《 報告第13号 農業経営基盤強化促進法に係る合意解約について 》

○議 長

それでは、報告第13号「農業経営基盤強化促進法に係る合意解約について」を議題といたします。事務局より提案説明を求めます。

○事務局

議案書3ページをご覧ください。報告第13号「農業経営基盤強化促進法に係る合意解約について」を説明いたします。

(報告第13号1番～2番を朗読：2件)

○議 長

ただ今、事務局より、報告第13号「農業経営基盤強化促進法に係る合意解約について」の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言がある方は、挙手を願います。

○委 員

1番について質問します。1番の合意解約ですが、合意解約日から半年後ということですが、それについて質問します。

○事務局

貸人は農業者年金経営移譲年金を受けていますが、農業者年金機構から、貸人は農業を再開しているのではないかという確認がありました。調査をしてみたら、貸人は経営を再開しており、理由を聞いたら借人から農地の返還を受けたということで、遅れた形になりましたが届けを出してもらったということです。

○委 員

わかりました。

○議 長

他にございませんか。

(質疑なし)

○議 長

質疑がないようですので、質疑を終結します。報告第13号「農業経営基盤強化促進法に係る合意解約について」届出のとおり処理済といたします。

《 報告第14号 農地法第4条の規定による届出について 》

○議 長

それでは、次に報告第14号「農地法第4条の規定による届出について」を議題といたします。事務局より提案説明を求めます。

○事務局

議案書4ページをご覧ください。報告第14号「農地法第4条の規定による届出について」を説明いたします。

(報告第14号1番を朗読、パワーポイントを併用して説明：1件)

○議長

ただ今、事務局より、報告第14号「農地法第4条の規定による届出について」の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言がある方は、挙手を願います。

(質疑なし)

○議長

質疑がないようですので、質疑を終結します。報告第14号「農地法第4条の規定による届出について」は、届出のとおり処理済といたします。

《 報告第15号 農地法第5条の規定による届出について 》

○議長

それでは、次に報告第15号「農地法第5条の規定による届出について」を議題といたします。事務局より提案説明を求めます。

○事務局

議案書5ページをご覧ください。報告第15号「農地法第5条の規定による届出について」を説明いたします。

(報告第15号1番を朗読、パワーポイントを併用して説明：1件)

○議長

ただ今、事務局より、報告第15号「農地法第5条の規定による届出について」の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言がある方は、挙手を願います。

(質疑なし)

○議長

質疑がないようですので、質疑を終結します。報告第15号「農地法第5条の規定による届出について」は、届出のとおり処理済といたします。

《 議案第23号 農地法第3条の規定による許可申請について 》

○議長

次に、議案第23号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。
事務局より提案説明を求めます。

○事務局

議案書6ページをご覧ください。議案第23号「農地法第3条の規定による許可申請について」をご説明いたします。

(議案第23号1～6番を朗読 パワーポイントを併用して説明 : 6件)

○議長

ただ今、事務局より議案第23号「農地法第3条の規定による許可申請について」、説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は、挙手を願います。

(質疑なし)

○議長

質疑がないようですので、質疑を終結し採決に入ります。議案第23号「農地法第3条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長

異議がないようですので、議案第23号「農地法第3条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定いたしました。

《 議案第24号 農地法第4条の規定による許可申請について 》

○議長

次に、議案第24号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。
事務局より提案説明を求めます。

○事務局

議案書8ページをご覧ください。議案第24号「農地法第4条の規定による許可申請について」をご説明いたします。

(議案第24号1番～3番を朗読 パワーポイントを併用して説明 : 3件)

○議 長

ただ今、事務局より議案第24号「農地法第4条の規定による許可申請について」の説明が終了しましたので、ここで、立ち会われた関係委員の補足説明をお願いいたします。

○委 員

8月16日10時30分から、申請者の関係者が一緒に立ち会われての現地確認となりました。申請人は昭和42年頃から、ここにホテルを建てたいということでされていたんですけど、何かの間違ひではないかというほど、農地の上にすでに建物が建っていたという状況なんですね。事務局から詳しい説明があったんですけど、もう4、50年前の話で、その当時の話は私もわからないのですが、現状としてはすでに大きい建物が建っています。

2番の乗馬クラブですが、かなり前から営業されているので、ここも、今になって農地だったということで、何が原因でこうなったのかも、私としてはわかっておりませんが、現場の状況からすれば、数十年前からこのような状況であったということで仕方ないのではないかと現場で話をいたしました。以上です。

○議 長

ただ今、関係委員からの補足説明が終了しましたので、これより質疑を行います。事務局並びに担当委員からの説明について、何かございませんか。発言のある方は挙手を願います。

○委 員

申請人からは、前回総会に非農地証明願いがたくさん出ましたし、今回も転用申請が出てまいりましたけれども、その他に申請が出てくる可能性としては、事務局としてはどう判断していますか。もう申請はないのでしょうか。

○事務局

いまの段階では、前回総会の非農地証明願いと今回の4条、5条の転用申請まで相談を受けたところです。これ以上申請が出ないかわからないですが、現時点でこれ以上は聞いておりません。

○委 員

事務局から、前回総会の非農地証明願いと今回の4条、5条の転用申請をふまえて、ふみ込んで指導は出来ないものですか。申請人に一緒に出してくださいとか指導できないものですか。その辺についてどのような指導をされたのですか。

○事務局

違反転用、追認事項はこれ以上ないと考えています。非農地証明願いに関しては、前回総会に出していただいた分を議案に上げさせていただいたんですが、それ以上出してくださいとか話しておりません。

○委員

今後出てきた分については、総会にかけるだけの話ということですか。

○事務局

はい、そうです。

○委員

はい、わかりました。

○議長

他にございませんか。

(質疑なし)

○議長

他に質疑がないようですので、質疑を終結し採決に入ります。議案第24号「農地法第4条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長

異議がないようですので、議案第24号「農地法第4条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定いたしました。

《 議案第25号 農地法第5条の規定による許可申請について 》

○議長

議案第25号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より議案の説明を求めます。

○事務局

議案書9ページをご覧ください。議案第25号「農地法第5条の規定による許可申請について」をご説明いたします。

(議案25号1番を朗読 パワーポイントを併用して説明 : 1件)

○議長

ただ今、事務局より議案第25号「農地法第5条の規定による許可申請について」、説明が終了しましたので、ここで、立ち会われた関係委員の補足説明をお願いいたします。

○委員

この案件は議案第24号3番と同じ場所なんですけれど、ここに譲渡人の農地があったということなんです。この建物の中に、何の理由で譲渡人の農地があったのかわからないし、登記漏れの可能性もあるわけなんです。先ほどから言っているように昭和42年頃、譲受人が海岸から川内峠まで、農地をかなり買収されたので、その時に何らかの形で登記漏れがあったのかなとも考えられるところであるんです。すでに建物が立って50年くらい経っているんです。今さらというところもあるんですけれど、とにかく地籍を調べたらあったということなんです。これもかなり年数が経っているし、どうしようもないということで話をしています。以上です。

○議長

ただ今、関係委員からの補足説明が終わりましたので、これより質疑を行います。事務局並びに担当委員からの説明について、何かございませんか。発言のある方は挙手を願います。

○委員

これ以上ないのか、ちゃんとしてくださいと指導は出来ないのか。指導した方がいいような気がします。

○委員

この案件だけ名義が変わってなかったということでしょうが、売買という形態にしたのはどうしてでしょうか。

○事務局

今回の申請で所有権を一緒に動かすんですが、譲受人が譲渡人から売買で土地を買うということで所有権移転になっています。この農地だけ譲受人と譲渡人が違うので、第5条で

申請させていただいています。第4条は自分の土地に自分で建物を立てていますので、こちらは所有権等の動きはありません。以上です。

○委員

売買があったということは、結局、対価があったということですね。本人が、実際は農地の認識の上、建物を建てたのでしょね。対価があったということでしょうね。売買ということは、

○事務局

今回、譲受人がお話をしにいて売ってくださいという話になりました。その分で売買の所有権移転になります。50年くらい経っているんですけど、今、農地を売買するという形です。

○議長

他にございませんか。

(質疑なし)

○議長

質疑がないようですので、質疑を終結し採決に入ります。議案第25号「農地法第5条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長

異議がないようですので、議案第25号「農地法第5条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定いたしました。

《 議案第26号 非農地証明願について 》

○議長

次に、議案第26号「非農地証明願について」を議題といたします。事務局の提案説明を求めます。

○事務局

議案書10ページをご覧ください。議案第26号「非農地証明願について」を説明いたします。

(議案第26号1番～2番を朗読、パワーポイントを併用して説明：2件)

○議長

ただ今、事務局より議案第26号「非農地証明願について」の説明が終わりましたので、ここで、立ち会われた関係委員の補足説明を番号順にお願いします。

○委員

整理番号1番について補足説明いたします。実は、申出人が宅地として売った農地があるのですが、そこまではいかないということで、一部土羽が残っているんですね。申出人は畜産を営んでおりまして、忙しい中、土羽の所も山の状態になっておりますし、小さな面積ですので、そこを管理するのは大変ということです。ここは78㎡と狭くトラクターも入りません。よろしくお願いします。

○委員

整理番号2番について補足説明いたします。16日、北部地区委員と事務局、申請人代理人が立会いまして現地を確認しました。現地は事務局の説明、スライドのとおりでございます。傾斜としてはゆるやかな傾斜でした。耕作しなくなってから35、6年経っていて、かなり深い山、孟宗竹の竹林になっていて、猪の遊び場になっているところでした。これを、耕作できる状況にするには、かなりの経費がかかる、やむを得ないと見てまいりましたので、よろしくご審議をお願いします。

○議長

ただ今、補足説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。事務局並びに地区担当委員からの説明について、何かございませんか。発言のある方は、挙手を願います。

(質疑なし)

○議長

質疑がないようですので、質疑を終結し、採決に入ります。議案第26号「非農地証明願について」は、原案のとおり、非農地として証明することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長

異議がないということですので、議案第26号「非農地証明願いについて」につきましては、原案のとおり、非農地として証明することに決定いたします。

《 議案第27号 第5回農用地利用集積計画(案)について 》

○議長

それでは、議案第27号「第5回農用地利用集積計画(案)について」を議題といたします。事務局の提案説明を求めます。

○事務局

議案第27号「第5回農用地利用集積計画(案)について」を説明いたします。議案書12ページをお願いします。利用権設定各筆明細(賃借権)1年から3年になります。

(整理番号1番を朗読：1件)

次に議案書13ページをご覧ください。利用権設定各筆明細(賃借権)4年から6年になります。

(整理番号1番を朗読：1件)

次に議案書14ページをご覧ください。使用貸借権各筆明細になります。

(整理番号1番を朗読：1件)

○議長

ただ今、事務局より議案第27号「第5回農用地利用集積計画(案)について」の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。何かございませんか。

(質疑なし)

○議長

質疑がないようですので、質疑を終結し、採決に入ります。

議案第27号「第5回農用地利用集積計画(案)について」は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議 長

異議がないということですので、議案第27号「第5回農用地利用集積計画（案）について」は原案のとおり決定いたします。

○議 長

以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。

お諮りいたします。本総会において議決されました各案件について、その字句、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任願いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議 長

異議なしと認めます。よって、本総会において議決された案件の整理については、これを議長に委任する事に決しました。

以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。

○議 長

以上をもちまして、平戸市農業委員会平成28年度第5回総会を閉会いたします。

— 午前10時30分終了 —

10. 議事録の公開

公開する

11. 会議配布資料の名称

- ・資料1 農地法第3条調査書
- ・資料2 利用状況調査における記入方法について(お願い)

議事録の作成者の職氏名

農業委員会事務局

参事兼班長 福海 富美子

議事録署名

平成28年9月26日

会 長 丸 田 保

2 番委員 須 藤 豊 博

5 番委員 松 尾 正 幸